

自転車活用推進法について



令和3年3月24日



自転車活用推進法の概要

基本理念

- ・ 自転車は、**二酸化炭素等を発生せず、災害時において機動的**
- ・ 自動車依存の低減により、**健康増進・交通混雑の緩和等**、経済的・社会的な効果
- ・ 交通体系における自転車による交通の役割の拡大
- ・ 交通安全の確保

自転車の活用を総合的・計画的に推進

責務

- ・ 国 : 自転車の活用を**総合的・計画的に推進**
- ・ 地方公共団体 : 国と適切に役割分担し、**実情に応じた施策を実施**
- ・ 公共交通事業者 : **自転車と公共交通機関との連携等に努める**
- ・ 国民 : 国・地方公共団体の**自転車活用推進施策への協力**

推進計画

- ・ 政府 : 基本方針に即し、**計画を閣議決定し、国会に報告**
- ・ 都道府県、市町村 : 区域の実情に応じ計画を定めるよう努める

自転車の日・推進月間

- ・ **5月5日を「自転車の日」、5月を「自転車月間」とし、行事を奨励。**



国交省資料を基に作成

推進計画に関する自転車活用推進法の規定

自転車の活用の推進に関する基本方針(法第8条)

自転車の活用の推進に関して、重点的に検討され、及び実施されるべき施策は、次に掲げるとおりとする。

- | | |
|----------------------|----------------------------|
| ①自転車専用道路等の整備 | ②路外駐車場の整備等 |
| ③シェアサイクル施設の整備 | ④自転車競技施設の整備 |
| ⑤高い安全性を備えた自転車の供給体制整備 | ⑥自転車安全に寄与する人材の育成等 |
| ⑦情報通信技術等の活用による管理の適正化 | ⑧交通安全に係る教育及び啓発 |
| ⑨国民の 健康 の保持増進 | ⑩青少年の体力の向上 |
| ⑪公共交通機関との連携の促進 | ⑫ 災害時 の有効活用体制の整備 |
| ⑬自転車を活用した国際交流の促進 | ⑭ 観光 来訪の促進、地域活性化の支援 |
| ⑮その他特に必要な施策 | |

国の自転車活用推進計画(法第9条)

←策定義務 : H30.6.8 策定済

政府は、自転車の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、前条に定める自転車の活用の推進に関する基本方針に即し、自転車の活用の推進に関する目標及び自転車の活用の推進に関し講ずべき必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を定めた計画(以下「自転車活用推進計画」という。)を定めなければならない。

地方版自転車活用推進計画(法第10条及び11条)

都道府県(市町村)は、自転車活用推進計画を勘案して、当該都道府県(市町村)の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画を定めるよう努めなければならない。



(国の) 自転車活用推進計画の目標と施策

目標1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

1. 地方公共団体における自転車活用推進計画の策定を促進するとともに、歩行者、自転車及び自動車適切に分離された自転車通行空間の計画的な整備を促進。(基本方針①)
 - 【指標】自転車活用推進計画を策定した地方公共団体数
【実績値】0団体(2017年度) ⇒ 目標値200団体(2020年)
 - 【指標】都市部における歩行者と分離された自転車ネットワーク概成市町村数
【実績値】1市町村(2016年度) ⇒ 目標値10市町村(2020年度)
2. 路外駐車場や荷さばき用駐車スペースの整備、自転車通行空間上の違法駐車取締りの推進等により、自転車通行空間の確保を促進。(基本方針②)
3. シェアサイクルと公共交通機関との接続強化や、サイクルポートの設置促進等により、シェアサイクルの普及を促進。(基本方針③、⑪)
 - 【指標】サイクルポートの設置数
【実績値】852箇所(2016年度) ⇒ 目標値1,700箇所(2020年度)
4. 地方公共団体と鉄道事業者の連携を強化すること等により、地域の駐輪二一ズに応じた駐輪場の整備を推進。(基本方針⑪、⑮)
5. 社会実験等を踏まえて、駐輪場やシェアサイクルの運営、放置自転車対策等の効率化に向けて自転車のIoT化を促進。(基本方針⑦)
6. 歩行者・自転車中心のまちづくりと連携し、生活道路における通過交通の抑制や無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備についての総合的な取組を実施。(基本方針①、⑮)

目標2 サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現

7. 自転車競技の普及・振興に向け、国際規格に合致した自転車競技施設の整備等を促進。(基本方針④)
8. 公道や公園等の活用により、安全に自転車に乗れる環境の創出を促進し、幅広い年齢層におけるサイクリスポーツの振興を推進。(基本方針⑫)
9. 国民の健康に関する理解力を底上げし、自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発を推進。(基本方針⑨)
10. 企業等への呼びかけ等により、自転車通勤等を促進。(基本方針⑨)
 - 【指標】通勤目的の自転車分担率
【実績値】15.2%(2015年度) ⇒ 目標値16.4%(2020年度)

目標3 サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現

11. 関係者が連携して、自転車に関する国際会議や国際的なサイクリング大会等の誘致を推進。(基本方針⑬)
12. 官民が連携した走行環境の整備や、サイクルトレインの拡大等によるサイクリストの受け入れ環境の整備等により、世界に誇るサイクリング環境を創出し、サイクルツーリズムを推進。(基本方針⑭)
 - 【指標】先進的なサイクリング環境の整備を目指すモデルルートの数
【実績値】0ルート(2017年度) ⇒ 目標値40ルート(2020年度)

目標4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

13. 自転車が備えるべき安全性に関する品質基準について、国民に分かりやすく示し、高い安全性を備えた自転車の普及を促進。(基本方針⑤)
 - 【指標】自転車の安全基準に係るマークの普及率
【実績値】29.2%(2016年度) ⇒ 目標値40%(2020年度)
 - 【指標】自転車乗用中の交通事故死者数※本指標については13～17に対応
【実績値】480人(2017年) ⇒ 目標値第10次交通安全基本計画の計画期間に、自転車乗用中の死者数について、道路交通事故死者数全体の減少割合以上の割合で減少させることを目指す。(2020年度)
14. 自転車の安全な利用に寄与する人材の知識・技術の向上を促進し、より安全な自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の取組を促進。(基本方針⑥)
 - 【指標】自転車技士の資格取得者数※本指標は13及び14に対応
【実績値】80,185人(2017年度) ⇒ 目標値84,500人(2020年度)
15. 国民の交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進や、自転車利用者に対する指導・取締りの重点的な実施により、自転車の安全な利用を促進(基本方針⑧)
16. 自転車を含む交通安全教育を推進するため、学校における交通安全教室の開催等を推進。(基本方針⑧)
 - 【指標】交通安全について指導している学校の割合
【実績値】99.6%(36,325校)(2015年度) ⇒ 目標値100%(36,487校)(2019年度)
17. 地方公共団体における自転車活用推進計画の策定を促進するとともに、歩行者、自転車及び自動車適切に分離された自転車通行空間の計画的な整備を促進。(再掲)
18. 危機管理体制を強化する等、災害時における自転車の活用を推進することにより、地域社会の安全・安心を向上。(基本方針⑫)

